

## 弁護士未登録者数の推移

平成27年2月13日時点

修習期 (一括登録日)	修習 終了者	弁護士未登録者							弁護士未登録者の進路の内訳		
		一括登録 時点	約1か月 後	約2か月 後	約3か月 後	約4か月 後	約6か月 後	約12か月 後	約2か月後 (第61期は約4か 月後、第66期は約3 か月後)	約12か月後	
現行	第60期 (H19.9.5)	1,397	70 5.0%	50 3.6%	20 1.4%	17 1.2%	12 0.9%	-	-	企業、官庁、大学 等への就職等:4	-
新	第60期 (H19.12.20)	979	32 3.3%	21 2.1%	17 1.7%	14 1.4%	12 1.2%	-	-	-	-
現行	第61期 (H20.9.3)	609	33 5.4%	24 3.9%	12 2.0%	10 1.6%	7 1.1%	-	-	企業、官庁、大学 等への就職等:2	-
新	第61期 (H20.12.18)	1,731	89 5.1%	66 3.8%	42 2.4%	32 1.8%	29 1.7%	-	-	登録見込み:0 企業、官庁、大学 等への就職等:19 就職活動中:2 不明・その他:8	-
現行	第62期 (H21.9.3)	354	51 14.4%	32 9.0%	26 7.3%	22 6.2%	18 5.1%	14 4.0%	14 4.0%	登録見込み:3 企業、官庁、大学 等への就職等:6 就職活動中:11 不明・その他:6	登録見込み:1 企業、官庁、大学 等への就職等:3 就職活動中:6 不明・その他:4
新	第62期 (H21.12.17)	1,992	133 6.7%	94 4.7%	65 3.3%	55 2.8%	41 2.1%	33 1.7%	25 1.3%	登録見込み:14 企業、官庁、大学 等への就職等:15 就職活動中:20 不明・その他:16	企業、官庁、大学 等への就職等:12 就職活動中:5 不明・その他:8
現行	第63期 (H22.8.26)	195	44 22.6%	31 15.9%	26 13.3%	19 9.7%	11 5.6%	10 5.1%	8 4.1%	登録見込み:14 企業、官庁、大学 等への就職等:2 就職活動中:4 不明・その他:6	企業、官庁、大学 等への就職等:2 就職活動中:2 不明・その他:4
新	第63期 (H22.12.16)	1,949	214 11.0%	140 7.2%	97 5.0%	73 3.7%	66 3.4%	50 2.6%	38 1.9%	登録見込み:33 企業、官庁、大学 等への就職等:15 就職活動中:20 不明・その他:29	企業、官庁、大学 等への就職等:8 就職活動中:13 不明・その他:17
現行	第64期 (H23.8.25)	161	64 39.8%	48 29.8%	35 21.7%	27 16.8%	21 13.0%	18 11.2%	12 7.5%	登録見込み:13 企業、官庁、大学 等への就職等:8 就職活動中:5 不明・その他:9	企業、官庁、大学 等への就職等:5 就職活動中:3 不明・その他:4
新	第64期 (H23.12.15)	1,991	400 20.1%	278 14.0%	144 7.2%	109 5.5%	89 4.5%	67 3.4%	44 2.2%	登録見込み:59 就職活動中:14 企業、官庁、大学 等への就職等:32 不明・その他:39	登録見込み:1 企業、官庁、大学 等への就職等:22 就職活動中:6 不明・その他:15
現行・ 新	第65期 (H24.12.20)	2,080	546 26.3%	298 14.3%	184 8.8%	135 6.5%	100 4.8%	73 3.5%	52 2.5%	登録見込み:61 就職活動中:19 企業、官庁、大学 等への就職等:24 不明・その他:80	登録見込み:1 企業、官庁、大学 等への就職等:17 就職活動中:4 不明・その他:30
	第66期 (H25.12.19)	2,034	570 28.0%	312 15.3%	196 9.6%	151 7.4%	113 5.6%	87 4.3%	57 2.8%	登録見込み:54 就職活動中:12 企業、官庁、研究 職等で就業:29 その他:4 不明:52	企業、官庁、大学 等への就職等:23 就職活動中:4 不明・その他:30
	第67期 (H26.12.18)	1,973	550 27.9%	317 16.1%	208 10.5%						

(注)

1 日本弁護士連合会調べ。

2 現行第60期の約4か月後は、平成20年2月6日時点(約5か月後)の数字である。現行第61期の約4か月後は、平成21年2月1日時点(約5か月後)の数字である。

3 「弁護士未登録者」は、修習終了者から、裁判官・検察官に任官した者及び弁護士登録をした者を引いた数である。